

# 組織目標評価報告書（平成27年度）

部局名：

法学部

部局長名：

小山 正善

目標	目標の達成状況(成果)及び新たに生じた課題への取組 (部局での検証とそれに対する取組)
<p><b>①教育領域</b></p> <p><b>①-1 目標</b></p> <p>1) <b>コース制の実施準備</b> 28年度実施のコース制を、公共法政・企業法務・司法の3コースとし、各コースにつきコア科目群Ⅰ・Ⅱ(3,4年度)を設定する。コアⅠはコース固有の科目群、コアⅡは他コースのコアⅠから当該コースの特徴に適合する科目群を選定して構成する。コース必修科目、学生のコース所属のあり方については、更に検討を進める。</p> <p>2) <b>学年配当の明確化とグローバル化対応</b> コース制の導入に伴い、コア科目群のほかに、①基礎科目群、②共通科目群、③グローバル対応科目群の各科目群を置く。このうち②は、コースにかかわらず、学部共通に履修可能な基本的科目群とし、2年次に配当する。③はグローバル化への対応を図る科目群とし、3年次に配当する。</p> <p>3) <b>必修科目の大規模拡大</b> コア科目群を含む必修科目群につき、概ね卒業単位数の半数を必修科目とするために、その検討を行う。</p> <p>4) <b>60分授業・クォーター制への対応</b> 60分授業に対応するために開講予定科目の単位数を見直し、原則1単位数科目とするほか、講義形態のあり方についても改めて検討する。 なお、上記②の①基礎科目群については、前期(第1・第2クォーター)開講科目を初年次教育に充て、後期(第3・第4クォーター)開講科目を専門導入科目に充てるために、該当科目の吟味を行う。</p> <p>5) <b>実践型教育の一層の推進</b> 従来のインターンシップ期間の短縮(民間企業)に伴い、代替措置により単位認定を可能とする一方、より専門的組織・機関での就業体験をエクスタナーシップとして位置づけ、新規開拓を図る。併せて、新たに4年次生向けの課題演習を設け、各年次に固有の演習科目を置き、アクティブラーニングの充実を図る。</p> <p>6) <b>夜間主コースにおける改革の検討</b> 夜間主コースについては、27年度から大幅な入試制度改革を行ったが、60分授業・クォーター制については28年度実施見送りの結果、着目した検討を行わなかったため、今年度改めて29年度以降の実施の可否を含めて、詳細にわたる検討を行う。その際、夜間主では授業時間帯の確保が困難であるため、昼夜開講制が可能かどうかを、制度上の問題を含めて検討していく。</p> <p>7) <b>法友会の活動支援</b> 学生の自主的学習組織・法友会の活動を支援するため、ボックスの整備のほか、一層の支援を検討する。</p>	<p><b>自己評価</b></p> <p>1) <b>コース制の実施準備</b> 28年度から実施するコース制につき、公共法政・企業法務・法律専門職の3コースとし、各コース固有の①コア科目群Ⅰ・②コア科目群Ⅱ、全コース共通の専門科目群である③グローバル法政科目群と④法政共通科目群、および初年次・専門基礎対応の⑤法政基礎科目群という大枠の下に各専門科目を配置した。</p> <p>2) <b>学年配当の明確化とグローバル化対応</b> 上記①の各科目群は、学部教育におけるそれぞれの性格づけを行った上で適切な学年に配当するものであり、①と②を3,4年次に、③を主に3年次に、④を主に2年次に、⑤を1年次にそれぞれ配当している。このうち、③は国際関係に関する法を中心とする科目群からなり、グローバル化対応を志向するものである。</p> <p>3) <b>必修科目の大規模拡大</b> 現行カリキュラムでは演習Ⅱのみが必修とされているが、3コース制を採用する新カリキュラムにおいては、上記①の①および②の科目群から各10単位数と8単位数、③から4単位数、④および⑤から各8単位数を選択必修とすることとした。また、演習Ⅱについても、3年次と4年次で必修8単位数とした(演習Ⅱの発展的授業として課題研究4単位数も新設した)。これにより必修科目が格段に増え、ありふべき学部教育の充実を図ることができる。</p> <p>4) <b>60分授業・クォーター制への対応</b> 60分授業・4学期制に対応して、開講科目を再点検するとともに、それらの単位数の見直しを行い、講義科目は原則1単位数とした。また、演習科目についてはその効果的な運用を考慮して、従来通りの単位数(4単位数は2単位数)とした。 上記①の①基礎科目群については、目標に記載した通り、第1および第2学期に初年次(移行期)科目を、第3および第4学期に専門導入科目に充てることとした。</p> <p>5) <b>実践型教育の一層の推進</b> インターンシップにつき、学部が仲介して3年次に実施する従来のもの(就業体験実習Ⅱ)に加えて、インターンシップキャンパスWeb上で本学部学生委員会が認定したもの(就業体験実習Ⅰ、全学年対象)を新たに設けることにより、全学年を通じたインターンシップを整備した。 なお、上記③で記した通り、各学年に演習科目(法政基礎演習、演習Ⅰ、演習Ⅱ)を配置し、アクティブラーニングの一層の充実を期している。</p> <p>6) <b>夜間主コースにおける改革の検討</b> 夜間主コースでは、27年度から大幅な入試改革を行ったが、2ヶ年の実績によれば、この改革はきわめてうまく行ったと見ている。一方、教育改革については、昼間での60分授業による授業時間帯の延伸のため、夜間主コースにおける授業時間帯の確保に関する課題を抱えており、かつまた、経済学部夜間主コースとの兼ね合いもあり、引き続き検討を進めていくこととした。</p> <p>7) <b>法友会の活動支援</b> 戦略経費(テーマ4-2「学生交流の推進」)を使用して、本学部の研究組織である法友会の活動の1つの柱である金沢大学法友会との相互交流研究会の開催の際の支援を行ったほか、本学部教員からの寄贈による専門雑誌・判例誌の充実、ボックス整備のための支援を行った。</p>
<p><b>①-2 目標とする(重要視する)客観的指標</b></p> <p>教育課程(コース)の内容と構成 志願倍率 新カリキュラムの作成度合い 単位取得状況(単位数と成績評価、留年率) 公務員試験合格者数・法科大学院合格者数</p>	
<p><b>②研究領域</b></p> <p><b>②-1 目標</b></p> <p>1) <b>(仮)比較法政研究所の立上げ</b> 学部内研究企画として「(仮)比較法政研究所」を立上げ、共同研究の推進のための学部内拠点とする。その際、研究対象地域を①アジア・オセアニア、②ヨーロッパ、③英米の3地域グループに分け、各教員は自らの研究対象地域の観点からこれらにどれかに所属する。他方では、従来の専門領域の視点に基づく研究グループも維持し、海外大学との学術交流や公開講座等に対しては、はたをもって対応する。 学内外の競争的資金の獲得や中長期的研究テーマに関しては、①～③の地域研究グループの上に専門領域によるグループを加味したアドホックな研究単位を適宜組織することにより、対応していく。 関連して、学部内研究助成制度について、助成のための資金の手当てをどうするかを含めて、更に継続して検討していく。</p> <p>2) <b>海外大学との学術交流の推進</b> 本学部は、台湾清華大学法学院および中国北京大学法学院との学術交流を重ねてきたが、今年度も戦略経費の獲得により海外大学との学術交流を予定している。交流相手を含めて、その具体的な内容は、年度当初の研究基礎フォーラムにおいて決定する予定である。</p> <p>3) <b>地域連携による実践研究の支援</b> 多文化共生政策研究会(本学部教員、県内の自治体職員等が会員)の行う実践的研究活動につき、26年度における戦略経費獲得による支援と同様に、今年度も引き続き競争的資金を獲得することにより、支援を深める。</p> <p>4) <b>学部内外の研究会の活用による研究活動の活性化</b> 本学部教員が中心的役割を受け持つ学部内外の研究会(例、岡山公法判例研究会、岡山民事法研究会、法学部研究フォーラム、法教育研究会)活動を活用して、本学部における研究活動の活性化を図る。</p>	<p><b>自己評価</b></p> <p>1) <b>(仮)比較法政研究所の立上げ</b> 学部内研究企画である「比較法政研究所」を28年度以降のできるだけ早い時期に立ち上げ、共同研究を推進する核に据える。研究所内の研究グループとして、①アジア・オセアニア、②ヨーロッパ、③英米の3地域研究グループに分け、各教員はこれらのグループのいずれかに所属することとした。但し、研究経費をどのように確保していくのか、場合によっては学部予算を何らかの形で振り向けたいかどうかについては、更に検討を続けていくこととした。</p> <p>2) <b>海外大学との学術交流の推進</b> 今年度は、従来から交流のある台湾高雄大学法学院との研究交流に加えて、台湾政治大学法学院との交流を計画していたが、交流資金確保の目的が立たず、残念ながら中止せざるを得なかった。ただ、カリキュラム開発経費による海外調査および海外大学からの招聘の一環として、上記岡山法学院への訪問および招聘の際に、研究交流についての詳細な検討を行った。</p> <p>3) <b>地域連携による実践研究の支援</b> 岡山多文化共生政策研究会のメンバーを中心に、「『学部岡山』実現のための官学市民連携多文化共生プロジェクト」を実施した。具体的には、政策研究会を2回開催するとともに、岡山県に多文化災害センター設置に向けての「調査報告書」を発行(12月)、国内の関連市町村に配付した。また、研究会メンバーの手になる『多文化共生の法と政治』を使用して教養科目を担当した。</p> <p>4) <b>学部内外の研究会の活用による研究活動の活性化</b> 公法判例研究会は今年度も4回開催し、本学部公法系教員を中心に県内の研究者の研究交流を推進するとともに、大学院生に研究報告の場を提供した。法教育研究会も、ジュニア・ロースクール岡山の開催に向けて4回、民事法研究会は2回開催した。学部内共同研究推進のための学部研究フォーラムは、基礎フォーラムを含めて3回開催し、学部内研究交流の貴重な場となった。</p>
<p><b>②-2 目標とする(重要視する)客観的指標</b></p> <p>著書・論文等の研究業績 科学研究費補助金その他補助金の受入状況 学内外での研究会の実施状況 海外大学との学術交流の実施状況 科研申請率</p>	
<p><b>③社会貢献(診療を含む)領域</b></p> <p><b>③-1 目標</b></p> <p>1) <b>公的機関等の活動に対する積極的協力</b> 本学部では、県内自治体や国の出先機関等の公的機関の要請を受けて、教員に委員会の委員等への就任を依頼しているが、本務に支障のない限り、更に積極的・協力的に、地域社会に対する貢献の一端を果たす。</p> <p>2) <b>地域連携事業の支援</b> 本学部教員が県内自治体等の職員とともに組織する岡山県多文化共生政策研究会(②-1の4参照)は、県内在住外国人の就労の機会を確保し、その生活を支援する地元自治体の施策に協力して、法的・政策的諸問題の解明・解決に取り組んできているが、27年度も引き続き競争的資金を獲得し、支援を強化する。</p> <p>3) <b>地域における法教育活動の実施</b> 岡山弁護士会との協働の下、本学部教員は、県内中高生を主たる対象に法教育活動を実施し、なかでも今年度で11回目を迎える「ジュニア・ロースクール」を引き続き開催して行く。また、学部学生の協力を得て実施してきた中学校(特にノートルダム清心女子中学校)で実施してきた法教育の普及活動を引き続き実施する予定である。</p> <p>4) <b>ネットワーク・アゴラの支援</b> 全学の取組みであるネットワーク・アゴラの活動を、社会文化科学研究科と連携しつつ支援し、県内各自治体の抱える地域の諸課題に関わる実践的取り組みを展開する。</p> <p>5) <b>生涯学習の支援等</b> 本学部教員による公開講座を開催し、地域住民の生涯学習コースに応える。また、法務研究科教員と連携して、県内の法曹実務家との研究会活動や協働活動を支援していく。</p>	<p><b>自己評価</b></p> <p>1) <b>公的機関等の活動に対する積極的協力</b> 本学部では、県内自治体や国の出先機関やその他の公的組織への委員数40弱(把握可能なものだけ)を引き受け、専門的知識・知見を高く、おもに地元地域社会に対して積極的な貢献を果たしてきている。なお、例えば岡山県消費生活センター主催の「幼小中高生向け消費者教育プログラム開発事業」に学部教員が加わるなど、必ずしも公式化されていない委員相当職を引き受け、組織の活動に協力している。</p> <p>2) <b>地域連携事業の支援</b> 本学部教員、岡山県内自治体職員等で構成する岡山県多文化共生政策研究会を通じて、県内の定住外国人に関する諸問題の把握・解決や自治体における諸政策の立案・運用を支援してきたが、今年度の具体的な活動内容は、上記②-3)を参照されたい。</p> <p>3) <b>地域における法教育活動の実施</b> 11月14日、県内を中心とする中高生27名を迎え、盛況うちに第11回ジュニア・ロースクール岡山を開催した(テーマ①:インターネットでの書き込み、大丈夫ですか? ②:正当防衛)。また、本学部・大森教授とそとの協力を得て、2月15・16日、清心中学校において法教育の授業を実施し、今年度新たに二宮高校において法教育・消費者教育の授業を実施し、その様子はNHK岡山ニュースもまたいでの中で放映された。</p> <p>4) <b>ネットワーク・アゴラの支援</b> ネットワーク・アゴラに関しては、岡山県議会の「地域公共政策セミナー」に本学部教員を講師として派遣し、「日本国憲法の基本問題」(9月10日)と「マイナンバー制度と個人情報保護」(12月3日)と題する講演を行った。また、9月発行の『現代公共政策のフロンティア』(関大出版)の執筆者として本学部教員3名が加わった。</p> <p>5) <b>生涯学習の支援等</b> 6月27日から7月25日までの毎土曜日(計5回)、学部教員による公開講座「グローバル化する社会と法」を開催し、69名の受講者があった(昨年度71名)。また、県内法曹実務家との研究会活動については、②-4)の法教育研究会やジュニア・ロースクール岡山および民事法研究会などを通じて、有意義な研究活動を展開することができた。</p>
<p><b>③-2 目標とする(重要視する)客観的指標</b></p> <p>公的機関の各種委員会委員の引受状況 地方公共団体等との連携活動状況 研究会の実施状況 中高生の参加状況</p>	
<p><b>【総括記述欄】</b></p> <p>※管理・運営面についても検証した上で、今年度の達成状況を総括し、次年度に向けた改善点を記載してください。</p> <p>①今年度から教員管理上情報担当補助ポストを削減したが、このことは少なからず本学部の情報発信面でのマイナスの影響をもたらした。特に、タイムリーな情報発信の面で、遅れをきたることがあったと見られる。次年度における改善点の1つである。</p> <p>②ハラスメント防止に関しては、9月教授会に先立ち全教員参加の下、本学部ハラスメント相談員を講師として研修会を実施した。本学部ではこの間、ハラスメント事件が発生していないが、引き続き未然防止に努めていきたい。</p> <p>③コンプライアンスに関しては、「公的研究費等に関する不正防止計画」を作成し、この計画に基づく行動計画実施状況報告書を提出する(2回)とともに、「コンプライアンス意識啓発研修(Web版)」を使用しての研修実施と理解度チェックによる意識の向上確認を、教授会の席上と教員へのメールの送付を通じて依頼し、コンプライアンス違反行為の未然防止に努めた。</p> <p>なお、本学部のハラスメント防止とコンプライアンスについては、入学時の新入生オリエンテーション、法政基礎演習を含む演習時を中心として、周知徹底とともに意識啓発の向上に努めた。</p> <p>④研究倫理教育の実施に関しては、CITI Japanのe-ラーニングコンテンツによる個別の学習を各教員にメールおよび教授会でのアナウンスにより依頼した。</p>	